

令和6年度 長浜市いじめ問題対策連絡協議会 議事録概要

I 開催事項

日 時	令和7年3月13日（水） 13:30～15:00
場 所	長浜市役所 5階 5A会議室
出席者	(委員) 浅見市長(会長)、織田教育長(副会長)、田原委員、桑田委員、北川委員、 保崎委員、成田委員、前嶋委員、大橋委員、青井委員 計10名
事務局	内藤部長、高山次長、馬淵課長、草野係長、北村指導主事、大比叡指導主事 計6名
議題	議事1 長浜市いじめ問題対策連絡協議会の運営等について 議事2 長浜市におけるいじめ防止等のための対策について ・市内の実施策とR5年度のいじめ状況について ・関係機関の取組や活動について

II 会議の概要

1. 開会

会長から開会のあいさつがあった。

2. 協議事項

(1) 長浜市いじめ問題対策連絡協議会の運営について

事務局から長浜市いじめ問題対策連絡協議会の所掌事務及び運営について説明があった。
質疑等なし。

(2) 長浜市におけるいじめ防止等のための対策について

①市内の実施策とR5年度のいじめ状況について

事務局から市内のいじめ認知状況、いじめ対策の実施策について説明があった。

【質疑応答】

○会長：いじめの学年別認知件数がかなり全国傾向と長浜市は違う。全国的には、小学校の低学年からだんだん減っていくが、長浜市は小学5年生がピークになっている。どのような要因が考えられるのか聞きたい。

○事務局：本市において、まだまだ認知が十分でないと分析している。全国も本市も同じだが、教職員の発見数が非常に少ない。つまり、ほとんど教職員の目の届かないところで起こっている。教師も見守りを続けているが、子どもたち自身のいじめに対する認識を育てていく必要性も感じている。また、子どもたち同士の叩き合いがあったときに、いじめとしてではなく、暴力事案として報告が上がってきている傾向がある。これについても、いじめとして認知していくということを各校に周知していきたいと考えている。

○大橋委員：いじめアンケートは、年に何回実施されているのか。また無記名で実施されているのか。その対応は、担任の先生だけで対応されているのか聞きたい。

○事務局：記名して毎学期、教育相談アンケートを実施している。その中で、嫌なことがないかや困っていることがないか、いじめがないかなど具体的に聞いている。また、アンケートを用いて、教師と1対1で話す機会を設けている。各クラスでできたいじめ事案については、担任・学年主任・生徒指導・養護教諭・管理職等にも共有し、組織的にどのように対応していくかを協議して進めている。

②関係機関の取組や活動について

【大津地方法務局長浜支局：田原委員】

法務局では、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた活動を行っている。主な取り組みとして、人権擁護委員が中心となって「人権教室」を実施し、子どもたちに相手への思いやりや命の大切さを学ばせる機会を提供している。本年度は、長浜市内の小学校 20 校、中学校 1 校、認定こども園 3 園で実施された。

近年、いじめが SNS 上で行われることが増え、発見が困難になっている。そこで、携帯電話会社と連携した「スマホ・ネット人権教室」を滋賀県内の小中学校で実施し、本年度は長浜市内の 2 つの小学校で開催された。この教室では、スマホやインターネットの適切な利用方法やいじめ防止について指導を行っている。

平成 18 年度から「子どもの人権 SOS ミニレター」を実施している。封筒と便箋が一体化し、子どもが気軽に相談できる仕組みを提供している。長浜支局管内でもミニレターを配布し、児童・生徒からの手紙に法務局職員や人権擁護委員が対応している。必要に応じて学校や関係機関と連携し、人権問題の解決に取り組んでいる。

本年度は、米原市を含め 15 通の相談が寄せられ、そのうちいじめに関する相談は 2 件あった。保護者からの手紙もあり、緊急性が高い案件については学校と連携して対応した。また、「子どもの人権 110 番」、「子どもの人権 SOS メール」、「LINE による人権相談」を実施している。2023 年 9 月からは、「子どもの人権 SOS チャット」がタブレット端末を通じて利用可能となり、インターネットを介した相談体制を強化している。

【彦根こども家庭相談センター：桑田委員】

直接いじめの相談はないが、児童生徒間の暴力行為や触法行為について、年間約 40 件の対応を行っている。警察が介入し、14 歳未満の子どもは児童相談所へ通告されるため、保護者と子どもを呼び出し、背景をアセスメントした上で、関係機関と連携しながら継続的に指導を実施している。

また、年間約 1000 件の虐待通告があり、その約 3 割が警察からの面前 DV によるものとなっている。通告を受けると、学校や園と連携して児童の状況を調査するが、家庭内の暴力を目撃した子どもは深刻な心理的影響を受け、子供同士のトラブルやいじめが頻発しているケースが多い。家庭で支配的な関係を学んだ子どもが、学校でも他者をコントロールしようとする傾向が見られる。

このため、保護者には、問題の本質が親同士の関係ではなく、子どもへの影響にあることを指導している。傷ついた子どもが多く、トラブルや加害・被害行為が頻発しているため、各子どもに心理士を配置し、施設と連携しながら支援を行っている。心理士は個別支援だけでなく、施設内での継続的なサポートを通じて、子どもの心のケアに努めている。

【木之本警察署：北川委員】

昨年、木之本署には専属の少年補導員が不在で、1 名が長浜と掛け持ちしていた。しかし、令和 7 年 4 月から木之本署にも専属の少年補導員が配置される予定である。これにより、学校との情報共有が強化され、連携が一層深まることが期待される。補導活動がより効果的に行われ、地域や学校との協力が進むことを目指している。

【小学校代表：保崎委員】

本校では、担任だけでなく複数の教員で子どもたちを見守ることを意識している。日常的な観察を通じて、教員は「おかしい」と違和感を感じた時に迅速に対応することが重要だと考えている。これには教員の資質向上が必要であり、また、複数の教員で対応することが大切であると考えている。問題を一対一で簡単に済ませると、状況が複雑化することがあるため、しっかり話を聞いて丁寧に対応することを心がけている。

【中学校代表：成田委員】

アフターコロナの学校生活では、生徒間の交流が感染症対策前に戻り、冷やかしや悪口が増加している。力加減や相手の気持ちを考慮できない生徒や浅い友人関係がトラブルを引き起こし、深刻化することが増えている。さらに、インターネットの利用が増え、使いこなすスキルが一般化している中で、ネット空間での交流の広がりも加速度的に増していると言える。これにより、生徒同士の関係性は一見良好でも希薄であったり、教員や保護者から見えにくくなったりしている状況である。

これを受けて、長浜市では校務支援システムを活用して情報を共有し、生徒の状況を把握できるようになっている。これにより、教師は生徒の変化を早期にキャッチし、対応することが可能になっている。また、長浜スタイルという授業改革が進められ、協働的な学びを推し進めている。生徒は授業での話し合いを通じて、他者の意見を聞き、自分と異なる意見に対して理解し合う力を身につけている。この取り組みは、学力向上だけでなく、生徒間の共感的な人間関係を育成するための重要なステップだと考えている。

【人権施策推進課長：前畠委員】

長浜市では、平成31年に策定した人権政策推進基本計画に基づき、子どもの人権問題を施策の一つとして位置づけ、推進している。市内の人権擁護委員や人権擁護推進員と連携し、地域の教育集会所（長浜、虎姫、木之本）を拠点に、小中学校と協力して子どもに関する対応を行っている。また、毎年、小中学校を対象に人権啓発作品を募集しており、今年度は小学生には人権標語、中学生には人権ポスターを依頼した。標語には930点、ポスターには41点の応募があり、優秀作品は来年度のポスターカレンダーに使用され、自治会や公共施設などに配布される。さらに、県の委託事業として、法務局と連携し、「人権の花運動」を実施している。サルビアの花を小学生が育てることで、生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に人権啓発を進めている。このように、市内では地域と学校、そして関係機関が協力して、子どもの人権問題に対して積極的に取り組んでいる。

③意見交換

○副会長：14歳以下の子どもは少年法の対象外で、学校が対応することが多いが、教師への暴力や繰り返しの暴力がひどい場合、警察が介入し、指導や家庭へのアプローチが行われることがあるのか。

○北川委員：法的には処罰はできないが、何もできないというわけではなく、児童相談所に通告することができる。保護者を含めて、指導教育はしている。

○青井委員：アンケート結果では、教職員のいじめ発見数が非常に少ないと示されていたが、先生が早期に気づくことが非常に重要だと感じている。他の生徒からの訴えは関係を複雑にする場合もあるので、教職員が気づいて適切に対応することが、解決に繋がる可能性が高いと思う。

3. 閉会

副会長から閉会のあいさつがあった。